

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No   | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方  | 提出意見等の反映状況 |
|------|----|---|---|------------|
| 大綱全般 |    |   |   |            |
| 1    |    | 素案は、原案の前の案です。ならば、原案はいつパブコメに付すのですか。それとも、原案はパブコメに付さないで、教育大綱を4月から更新するつもりですか。   | あおり県民政策提案制度(パブリック・コメント制度)は多様な意見を県政に反映するためのものであり、本制度を通じて、県民の皆様からいただいた意見を踏まえた案を作成し、青森県総合教育会議において、知事と教育委員会が協議した上で、決定するものです。  | その他        |
| 2    |    | 素案だとしても、表記上の不統一や内容から、粗くて完成度が低く、じゅうぶん推敲したものとは思えない。とても、パブコメに付せるとは思えない。  | 本大綱素案は、青森県教育改革有識者会議からの提言や3度の総合教育会議における議論を経て、作成しているものです。   | その他        |
| 3    |    | HPで入手できるのは、「素案」のみです。どのようなスケジュールで、どのような手順で素案を策定したかが分かる資料も添付すべきです。総合教育会議や教育改革有識者会議における議論のポイントや教育改革有識者会議設置要項などの資料も添付すべきです。そうすることによって、策定の経緯や背景などが分かる。   | 県のホームページ(青森県総合教育会議及び青森県教育改革有識者会議)に議論の過程や資料等を掲載しています。  | その他        |
| 4    |    | 素案に「期間中、内容の見直しを行う」旨が書かれているのは信じられない。教育大綱を受けた5年間の教育振興基本計画を、当該年度に見直すなら分かる。教育大綱は5年間の有効期間中に次期教育大綱の見直しを進め、万全の次期教育大綱を作成すべきです。期間中に内容の見直しを行うことは、教育大綱が現時点ではふじゅうぶんであることを認めていることになる。県民に対して失礼である。私が教育長や知事なら、素案を差し戻します。   | 青森県教育施策の大綱は、期間中、青森県教育改革有識者会議からの提言等を踏まえて、内容の見直しを行う予定です。  | その他        |
| 5    |    | 素案の策定に当たっては、教育改革有識者会議から提言を受けていることは分かる。しかし、文部科学省は教育振興基本計画の策定に当たっては、各ステークホルダー(子供を含む)からの意見聴取・対話を求めている。教育大綱と教育振興基本計画は不可分な関係なので、教育大綱の策定に当たっても、各ステークホルダー(子供を含む)からの意見聴取・対話をすべきである。<br>国や地方公共団体における計画等の策定やフォローアップに際し、教育現場や関係地方公共団体(首長部局及び教育委員会)、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、それぞれの計画が対象とするステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、その後の施策に反映していくことで、実効性のあるPDCAサイクルを確立する。このことを通じて、計画策定・実施過程に各関係者の当事者としての参加を促進し、実効性ある計画の実施に向けた機運醸成を図る。ところが、青森県の教育施策全般について助言等をするために設置された教育改革有識者会議の委員に「子供・学生・保護者・学習者」はいない。素案では、「こども中心」とうたっているのに、教育改革有識者会議とせず、教育改革会議として「子供・学生・保護者・学習者」も委員にすべきである。また、教育改革会議には部会も必要である。 | 本大綱素案は、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」のめざす姿の実現に向け、教育施策における目標やその根本となる方針を示した教育分野における個別計画です。そのため、基本計画策定に当たって実施した「青森県民の意識に関する調査」、青森県総合計画審議会や県議会などといった様々なご意見を踏まえています。また、大綱策定に当たって踏まえた青森県教育改革有識者会議からの提言には、教員や保護者に対するアンケート調査結果も反映されています。 | その他        |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等  | 意見等に対する県の考え方  | 提出意見等の反映状況 |
|----|----|--|---|------------|
| 6  |    | <p>教育大綱は義務、教育振興基本計画は努力義務だが、現在は実質同じ内容の教育大綱と教育振興基本計画が策定されている。教育振興基本計画をもって教育大綱に代えることができるので、教育大綱と教育振興基本計画が同じ内容でも問題はない。教育振興基本計画は次期も策定するのか、策定する場合は今までどおり、教育大綱と同じ内容にするのか伺いたい。「大綱」は「目標や施策の根本になる方針」、「計画」は「目標を達成するための方法や手順を前もって体系化したもの」とされる。つまり、「大綱」は「目標・方針」、「計画」は「方法・手順」である。「計画」の「方法・手順」は、「大綱」の「目標・方針」と密接な関連があるが、「教育大綱」と「教育振興基本計画」は同一ではない。教育先進地の地方自治体ほど、「教育大綱」と「教育振興基本計画」を別々に策定している。青森県の現在の教育大綱は12頁、教育振興基本計画は13頁だが、11頁が同じである。違うのは教育大綱の「はじめに」の1頁、教育振興基本計画の「はじめに」の1頁と「青森県教育施策の方針」1頁の計2頁なので、「教育大綱」と「教育振興基本計画」は実質同じである。「教育大綱」と「教育振興基本計画」が同じなのは信じられない。重要な教育施策である「教育振興基本計画」もパブコメに付すべきである。2/10現在、「教育振興基本計画」がパブコメに付されていないので、よもや、次期も「教育大綱」と「教育振興基本計画」が同じでないことを信じたい。</p>  | <p>県の教育振興基本計画は、今年度で終了することから、次期教育振興基本計画については、県教育委員会でも今後検討する予定です。</p> | <p>その他</p> |
| 7  |    | <p>次に述べることを参考に、実効ある「教育振興基本計画」を策定してほしい。「教育大綱」で「目標・方針」を立てるのは簡単である。「教育大綱」の「目標・方針」が達成できるかは、「方法・手順」しだいである。なのに、現状の教育振興基本計画に「目標・方針」はあるが、「方法・手順」が抽象的なので、具体的にどのような方法・手順で「目標・方針」を達成しようとしているのかが分からない。本来ならば、「教育大綱」に合わせて、5年間の具体的な実施計画を盛り込んだ「教育振興基本計画」を策定しなければならない。無論、当該年度に見直すのは当然である。現状は「目標・方針」を達成するための5年間の具体的な「方法・手順」がないから、担当者が自由にできるので楽かもしれない。しかし、教育施策は、長期・中期・短期計画に基づいて、確実に推進するものである。秋田市の「教育大綱」は、「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」の「戦略6 教育・人づくり戦略 目指す姿1～6(17頁)」と「戦略3 観光・交流 戦略 目指す姿3～4(8頁)」の計25頁を当てている。「教育振興基本計画」に相当する「秋田市教育ビジョン」は、「計画の策定にあたって(3頁)」「本市教育の目指す姿(4頁)」「本市教育の現状と課題(41頁)」「施策の方向性と今後の展開(32頁)」「参考資料(4頁)」の計84頁にもなっている。各論の「施策の方向性と今後の展開(32頁)」よりも、「本市教育の現状と課題(41頁)」に多くの頁を割いている。各論である「施策の方向性と今後の展開」のエビデンスを、「本市教育の現状と課題」で詳しく説明しているからである。秋田市にも「具体的な実施計画(5年間の年次計画含む)」「用語の整理と定義付け」「研究・研修の位置付け」「ESDの推進」「PDCAサイクル」などの課題はある。国の「教育振興基本計画」の総頁数は78頁で、「今後5年間の教育政策の目標と基本政策」に44頁、「現状分析等」に33頁費やしている。「現状分析等」の内容は、「我が国の教育をめぐる現状・課題・展望(6頁)」「今後の教育政策に関する基本的な方針(19頁)」「今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方(8頁)」である。このように、「各論(今後5年間の教育政策の目標と基本政策)」のエビデンスに33頁も費やしている。本来は、秋田市や国などのように、「各政策・施策」を掲げるに至った詳細なエビデンス(現状分析等)が不可欠である。</p> | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p>                                | <p>その他</p> |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方   | 提出意見等の反映状況 |
|----|----|---|--|------------|
| 8  |    | 公文書は、常用漢字によることになっている。素案で使われている用語は、当用漢字に合わせて括弧内にすべきである。「様々(さまざま)」「同士(どうし)」「一層(いっそう)」「十分(じゅうぶん)」など。   | 本大綱素案で使用する漢字については、原則、常用漢字を使用しています。                         | 反映困難       |
| 9  |    | 不要な記号などがある。見出しの「」、〈〉、【】、○などは記号の意味から不要である。強調するための文字の枠囲みも不要である。なくても困らないものは、使わないのが原則である。ないほうが見やすい。   | 記号等については、見出しや段落等が分かりやすいようういたものです。                          | 反映困難       |
| 10 |    | 項番に一貫性がない。「1 2 3 4」、「I II III」、「1 2 I II III」、「1 (1)(2)」など混在している。統一すべきである。  | ご意見の趣旨を踏まえて、修正します。   | 文章修正等      |
| 11 |    | 見出しの「・(中黒)」の後のスペースが不統一である。「・児童」、「・児童」と混在している。統一すべきである。  | ご意見の趣旨を踏まえて、修正します。   | 文章修正等      |
| 12 |    | 見出しの語尾に一貫性がない。「～充実」、「～連携」、「～育成」、「～推進」、「～促進」、「～向上」などは、「～」をどうするのが分かる。しかし、「学校教育改革(2頁)」「学校教育行政の在り方について(7頁)」「多様な教育的ニーズへの対応(10頁)」「地域の強みを生かした地域づくりと人づくり(12頁)」「学校教育改革(14頁)」「部活動指導(15頁)」「教職員のスキルアップ支援、魅力化(16頁)」「グローバル化への対応(17頁)」「個別最適な学びなど(17頁)」などはどうするかが省かれているので、統一性がない。「学校教育改革(2頁)」「学校教育行政の在り方について(7頁)」「多様な教育的ニーズへの対応(10頁)」「地域の強みを生かした地域づくりと人づくり(12頁)」「学校教育改革(14頁)」「部活動指導(15頁)」「教職員のスキルアップ支援、魅力化(16頁)」「グローバル化への対応(17頁)」「個別最適な学びなど(17頁)」は、「学校教育改革の推進(2頁)」「学校教育行政の見直し(7頁)」「多様な教育的ニーズへの対応強化(10頁)」「地域の強みを生かした地域づくりと人づくりの推進(12頁)」「学校教育改革の推進(14頁)」「部活動指導の見直し(15頁)」「教職員のスキルアップ支援強化、教職員職業の魅力増進(16頁)」「グローバル化への対応強化(17頁)」「個別最適な学びの推進(17頁)」などにすべきである。 | 語尾については、それぞれの項目で目的に合ったものを使用しています。                          | 反映困難       |
| 13 |    | 分かりにくい用語は極力避けるべきである。「教職員の余白づくり(15頁)」～言いたいことは分かるが、「余白づくり」は適語ではない。「～アウトソーシング(15頁)」～「アウトソーシング」は一般的でないで、「外部委託」でよい。「～DX(14・15頁)」～「DX」は一般的でないで、「デジタル技術活用の推進」などでよい。「～魅力化(16頁)」～「魅力化」だけでは意味が分からない。「教職員の～魅力化」も、見出しからは教職員のなんの魅力化なのかが分かりにくい。教員の成り手不足から、教員という職業の魅力を発信したい意味で「魅力化」を用いているなら、そのことが伝わる用語にしなければならない。同時に、そのための取り組みの内容も整理しなければならない。   | アウトソーシング、教育DX及び学校DXは注釈を加えます。また、魅力化については、教職員の職業の魅力化を指しています。 | 文章修正等      |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方  | 提出意見等の反映状況    |
|----|----|---|---|---------------|
| 14 |    | <p>体系化されていない。こどもたちに身に付けてほしい力として、4頁に「学びと挑戦(新たな価値を創造する力)」「主体性(責任ある行動をとる力)」「対話(対立やジレンマを克服する力)」の3つ掲げ、6頁の「めざす教育」でも触れている。ところが、この3つの身に付けてほしい力が「めざす教育の実現に向けて(7-8頁)」「第3章 施策の方向性(9-13頁)」「第4章 学校教育改革の推進(14-19頁)」にどのように繋がっているのかが分からない。つまり、3つの身に付けてほしい力が具体化されるべき「めざす教育の実現に向けて(7-8頁)」「第3章 施策の方向性(9-13頁)」「第4章 学校教育改革の推進(14-19頁)」に反映されていないので、3つの身に付けてほしい力と乖離している。つまり、体系化されていないので、一貫性がなく筋が通っていない。</p>                                | <p>本大綱素案の中において、2040年の未来を生きるこどもたちに身に付けてほしい力を学校教育として提供するために、知事と県教育委員会がめざす教育を設定した上で、その中で「学校教育改革の推進」を記載し、体系化しています。</p>                        | <p>その他</p>    |
| 15 |    | <p>抜けていると思われるものがある。<br/>①SDGsも掲げる。<br/>素案にESDは書かれているが、ESD と不可分なSDGsも掲げるべきである。今日SDGsやESDが叫ばれている背景には、自然や社会を蝕んでいる人間のエゴイズムがある。エゴイズムは教育の目的である人格の形成の根幹に関わるので、エゴイズムの克服を教育の最重要課題に据えなければならない。</p>  | <p>本大綱素案は、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」のめざす姿の実現に向け、教育施策における目標やその根本となる方針を示した教育分野における個別計画であり、基本計画に記載のとおり実施段階においてSDGsの理念等を踏まえて、施策を進めていくこととしています。</p> | <p>実施段階検討</p> |
| 16 |    | <p>②学校運営に対する外部の意見を反映させる。<br/>学校運営に外部の意見を反映させる制度は、2000年から始まった「学校評議員」と2004年から始まった「学校運営協議会」がある。「学校評議員」は、よりよい学校、地域に開かれた学校づくりを目指して、校長が推薦し、校長の求めに応じて個人として意見を述べる制度で、評議員に責任はない。「学校運営協議会」は地域と学校が協同で学校を創るもので、教育委員会等が任命する、有識者による合議制機関である。学校運営の基本的な方針を承認したり、要望を出したりする。人事についての意見も出せる。決定には、拘束力がある。今や、どんな優秀な校長でも、校長の知見だけで学校運営ができる時代ではない。意見を言うだけの「学校評議員」ではなく、学校運営に参画する「学校運営協議会」を全ての学校に設置すべきである。無論、人選は重要だし、積極的な議論が展開される運営も求められる。</p> | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p>  | <p>実施段階検討</p> |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方   | 提出意見等の反映状況    |
|----|----|---|--|---------------|
| 17 |    | <p>③研究を重視する。<br/>教育改革有識者会議での議論、その議論が反映された素案は、教員の働き方改革に偏重している感がある。教員の働き方改革は進めなければならない。しかし、一番重要なのは、子どもの学びをいかに創るかではないのか。そのため、教員一人一人の授業力をいかに高められるかが問われる。授業力を高めるためには、研究と研修の充実が欠かせない。教育基本法でも、教員には「絶えず研究と修養に励むこと」、管理者には「養成と研修の充実を図ること」を求めている。授業力を高めるためには、教育委員会や学校が開する研修会参加、学会や研究会参加、視察なども推進しなければならない。授業力を高めるためには、授業研究を学校運営の第一に掲げなければならない。そして、校内授業研究会を日常化しなければならない。研究には義務としての学校の共同研究もあるが、義務ではなく、自主的に行われる個人研究もある。教員は日々の業務に追われるので、個人研究を後回しにしがちである。そこで、教育委員会として、対面による個人研究の発表機会を増やしたり、紀要などの印刷物による発表の場を提供していかなければならない。研究業績の公表も求められる。<br/>素案には「教職員のスキルアップ支援」で「研修」には触れているが、教員の研究の充実、学校の授業研究会の充実という「研究」が欠落しているのは大問題である。「研究」抜きに、教員の授業力は高まらないし、子どもの学びは創造できない。</p> | <p>第4章学校教育改革の推進のうち、P16「教職員のスキルアップ支援」の中で、授業研究等、教員の授業力の向上に係る重要性について触れているところです。</p> | <p>記述済み</p>   |
| 18 |    | <p>④素案の内容を導いた現状分析等を詳細に書く。<br/>現状に対する記述は、3頁に「2040年の青森県と世界」があるくらいで、ほとんどないと言っても過言でない。本来は、全ての項目に、記述した内容の根拠となる現状分析等が書かれなければならない。例えば、「多様な教育的ニーズへの対応」の場合は、「多様な教育的ニーズの現状はどうなっているのか」「多様な教育的ニーズの課題はどうなっているのか」などの分析があって、その分析に合致した具体的な施策を明らかにしなければならない。その施策を「教育大綱」と「教育振興基本計画」及び「年次実施計画」で明らかにして、確実に取り組まなければならない。「年次実施計画」は単独でも、「教育振興基本計画」に含めてもよい。「年次実施計画」は5年間の年次計画なので、当該年次には更なる詳細な実施計画を作成しなければならないのは言うまでもない。</p>  | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p>   | <p>実施段階検討</p> |
| 19 |    | <p>カタカナ語やアルファベット表記の頭文字をとったことばが多用されわかりにくい。<br/>易しい漢字とひらがなに極力おきかえることはできないものだろうか。例えば「アウトソーシング」は「外部委託」に、「コミュニティ・スクール」は「学校運営協議会制度」にかえると字句を見ただけで理解に結びつく(結びつけやすい)。難しい内容ほど平易なことばにおきかえて伝えると理解されやすいし、浸透させやすいと考える。</p>   | <p>本大綱素案の作成に当たっては、注釈等により、語句の意味を説明し、理解しやすいものとなるよう努めています。</p>                      | <p>その他</p>    |
| 20 |    | <p>教育大綱は、現在の青森県の教育現場の状況を踏まえたものにすべきだと思うが、そういった観点からの分析の記載が弱いのではないかと。青森県には未就学児が1600人いるとのことだが、少子化が進む現在、これほど大量の未就学児の存在はきちんと表に出して教育改革を論じるべきではないか。教職員への対応は、一定程度記載されているが、これで教職員の労働環境が緩和されるとは到底思えない。逆に、さらに忙しくなるのではないかと危惧する。</p>  | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p>   | <p>実施段階検討</p> |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当該で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等  | 意見等に対する県の考え方   | 提出意見等の反映状況 |
|----|----|--|--|------------|
| 21 |    | 今回、県・教育大綱(案)を読んで最初に感じたのは、「子どもを知らない、子どもと向き合ったことのない人たち」によってつくられたのかなということです。前回の教育大綱と比較してみても、「コンピテンシー」や「リカレント」などのカタカナ語や、「KPI」や「WEIIーBEINNG」などの理解しがたいアルファベットが多用され、県民に理解を求めるものにはなっていないようです。さらに「青森県のめざす教育」と謳っていますが、どの様な経過でこの文言が出てきたのかわかりません。しかもこの大綱が何を目標しているのか理解しがたいです。   | 本大綱素案は、全国の教育の実践者で構成される青森県教育改革有識者会議からの提言等を踏まえているほか、青森県総合教育会議における議論を経て、作成しているものです。 | その他        |
| 22 |    | 提言の多くは、知事が設置した有識者会議と中央教育審議会や、政府の「子ども未来戦略…」の焼き直しの文言が多く、青森県の独自性は感じられません。現在の子どもと学校の課題は山積しています。「いじめ」や「薬物汚染」などの違法状態のほかに「引きこもり」「自殺」などの困難もあります。中でも大きな課題となっているのは、「いじめ(県内の小学校だけで判明4600件)・2022年度 ①」「不登校30万人を含む長期欠席児童生徒(県内2300人) ②」と、全国1万人、県内100人を超える「教員不足 ③」です。ここ20年間、①と②と③は比例して増え続けています。県内の中学校ではクラスの半数以上が登校していない学校も出てきています。2022年度だけで、県内の小学校だけで150件の「対教師暴力」が発生しています。これらの「学校の困難な事態」について県教委と情報を十分に共有しているのか疑問です。残念ながら、今回の提言はこれらの学校の困難には踏み込んでいません。そして「DX…」や「GIGAスクール」が、あたかも「未来の学校？」を創るかのように描いていますが、残念ながらこの大綱では、子どもの不登校などの問題は増え続けるでしょう。以下は「GIGAスクール構想」をいち早く取り入れた青森市の例です。2019年に始まった「コロナ禍での休校」に際し、青森市は全国に先駆けて、子どもの学習保障を名目に、授業内容の「オンライン配信」に急いで取り組みました。緊急の取り組みで学校はしばらく混乱が続きました。市教委は「オンラインにそれまで不登校の子どもも参加するようになった…」と議会で報告し、「GIGAスクール」がにわかに叫ばれるようになりました。「全員にタブレット」「タブレットの家庭への持ち帰り」などが教職員や保護者との合意なしに持ち込まれ3年が経過し、新たな困難になっています。①タブレットが破損し修理が追いつかないまま、故障したものが山積になっている。②授業にタブレット使用の頻度をあげるために、その準備に一層忙しくなった。③週1～2時間しかない図工・美術や音楽などの教科までタブレット活用を指示されている。そして何より子どもたちが「タブレット授業に飽きてしまっている…」などが報告されています。そして、子ども同士や教師との対面・対話がなくなった学校を請めたのか、「普通の子？」の不登校が増え、中学校の不登校の慢性化が進んでいます。この「教育大綱」によって、学校の情報機器化が進めば、不登校の増加は、小学校まで急速に進んでいく危険性があります。日本小児科学会が「あそびは子どもの主食です」というポスターを学校に送りました。「DX…」や「GIGA…」は子どもたちを「あそび」からさらに遠ざけることになります。 | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。  | 実施段階検討     |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No            | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方   | 提出意見等の反映状況 |
|---------------|----|---|--|------------|
| 23            |    | <p>全国の状況以上に本県の教員不足は深刻です。この傾向は20年前から続いています。「ブラックな勤務」「勤務記録の改竄」「臨時採用などの不安定」などの理由が挙げられていますが、教員不足の本質は別な要素があります。「DX…」「GIGA」などで、学校での教育労働が「省力化」「単純化」し、一時的に教員希望者が増えるかもしれません。また、情報機器に扱いに堪能な人が教職を希望したり、「教育機器・補助員？」に専門学校出身者などが採用されるのかもしれませんが、しかし、長続きはしないでしょう。なぜなら教育の仕事は「子どもと共に生きる喜び」なしには続かない仕事だからです。情報化は時代の流れです。止まらないでしょう。しかし、幼児期—少年期—思春期と成長していく子どもには、生の声による「人間同士の交わり」が欠かせません。今の学校に求められている教師は、子ども理解を深め、子どもと一緒に遊び、子どもを励まし続けることのできる人間です。この「教育「大綱」の決定を慌てず、踏みとどまって、子どもと接している多くの県民、教職員の声を集めてほしいものです。</p> | <p>本大綱素案の策定に当たっては、全国の教育の実践者で構成される青森県教育改革有識者会議からの提言等を踏まえ、総合教育会議で知事と教育委員会が議論した上でとりまとめたものです。また、県教育改革有識者会議の提言は、教員や保護者等へのアンケート結果を反映させたものであり、多くの県民、教員からの声を踏まえています。</p> | その他        |
| 第1章 はじめに      |    |   |  |            |
| 24            | 1  | <p>『知事と県教育委員会が「青森県のめざす教育」を共有し、密接に連携しながら、教育施策の総合的な推進を図ることとします。』とあるが、県民と子供たちも共有するように、『すべての県民・子供たちと知事と県教育委員会が「青森県のめざす教育」を共有し、密接に連携しながら、教育施策の総合的な推進を図ることとします。』としてはどうか？</p>  | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p>   | 文章修正等      |
| 第2章 青森県のめざす教育 |    |   |  |            |
| 25            | 6  | <p>6頁にある、『「こどもまんなか青森」～未来を担うこどもたちのために～』に「くめざす教育」の冠がついているが、これは「めざす教育」ではなく、スローガン若しくはキャッチフレーズの類ではないのか。用語の性格に合わせた冠を考えるべきである。</p>   | <p>めざす教育は、知事と県教育委員会が共有するものとして設定しています。めざす教育の具体的な内容については、P6に記述済みです。</p>  | その他        |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方   | 提出意見等の反映状況 |
|----|----|---|--|------------|
| 26 | 2  | <p>1「大綱素案」《第2章》には、以下の記述があります。『教職員は、「ティーチャー」ではなく、「コーチ」として、子どもたちと対話しながら、子どもたちが主体性と当事者意識をもって、新しい学びを獲得できる新時代の青森県の教育(略)』『「正解(識識)の暗記」や『「正解主義」への偏りから脱却し(略)授業改善を進める』</p> <p>2一方、文科省(中職審の報告で)は、次のように発信しています。『学習指導要領で規定されている学習内容を学習進度が早い子ども遅い子ども「一斉授業」で学ぶ……《従来の日本型学校職育》の「学校で職える』『職が職える』『同一学年の児童生徒に職える』『同時に同じ速度で職える』『同じ(平均的)内容を職える』……これでは十分に対応できない可能性がある」と判断した』</p> <p>1と2は、発信主体が異なりますが、現段階では同一の方向性で教育改革を進めようとしています。つまり、これからの日本の教育・青森県の教育の方向性を示していると考えられ、共通点は、①教室で一斉授業では十分でないので授業の改善をしなければならない。②正解主義の授業ではなく、子どもが主体的な新しい学びを獲得させる。③授業では、教師がティーチャーとして『教える』のではなくコーチとして子どもの主体的な学びをサポートする。などです。これまで一般的に教師は、「指導者」として、学習指導要領の「教えるべき」内容に沿って、古くは《教授・学習過程》を踏まえた授業に専心してきました。これを『《従来の日本型学校教育》』と呼称していますが、何が不十分だったのかを具体的に指摘し、授業改善の具体的な姿を示す必要があります。上記のような表現で現在の教育形態・授業形態・指導形態を事実上、否定するのでは、日本及び青森県の教員の皆さんのモチベーションが下がる一方です。子ども達にも具体的な方向性を示して励ますと同時にすべての教員がこれまでの歩みに誇りと自信をもって新しい学びに挑戦できるよう、適切な評価をしていただきたい。</p> | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p>   | 実施段階検討     |
| 27 | 3  | <p>「青森県教育施策の大綱素案」とあるが、他県におきかえても通用するような大綱であると考ええる。青森県の独自性が見えにくい。3ページ目の「(1)2040年の青森県と世界」にかろうじて青森県の人口のことが記入されているだけである。他は青森県独自のことは語られていない。例えば、2ページ目、下から3行目に「本県の価値や魅力」とあるが具体的には何なのか。同じく2ページ目には「青森県のめざす教育」「県民の多様な学びの充実」「学校教育改革」「ふるさと青森に愛着と誇りを持つ教育の充実」の見出しがあるが、青森を他県におきかえても、とくに違和感もなく読みすすめられる。青森県が見えない。その一因は青森県教育改革有識者会議委員の人選にもあるのだろうか。大綱はこの会議の提言を踏まえているとのこと。委員18名中3名は青森県内の方、残り15名は青森県外の方。県外にいることで客観的に青森県について考えられるとうけるともできるが、それは青森県への下地があってこそと考える。委員は何を基準にして選出に至ったのか知りたいところである。</p>  | <p>本大綱素案は、本県で生まれ育った全ての子どもたちのウェルビーイング向上のため、「めざす教育」を掲げて、知事と県教育委員会が取組を進めるものです。本大綱は、本県独自のことを語るものではなく本県で生まれ育つ全ての子どもたちに青森県及び青森県教育委員会が、どのような教育施策を推進していくかの方向性について示すものです。</p> | その他        |
| 28 | 3  | <p>(2)生涯学習・社会教育の充実</p> <p>(1)学校教育の充実の部分に比して、あまりにも一般的で当たり前のことしか書かれていないのではないかと。どのような部分を充実、振興させていくことが必要と考えているのか現状に対する基本的な問題意識が見えない。そこが明確にならないと、施策の方向性の必然性が見えてこない。もっと補強した記述にすべきではないか。</p>   | <p>第3章施策の方向性のP12「元気な地域づくり・人づくり」及び「文化・スポーツの振興」の中で具体的な取組を記述しています。</p>  | 記述済み       |



## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当該で判断し振り分けています。

| No                | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方  | 提出意見等の反映状況 |
|-------------------|----|---|---|------------|
| 29                | 4  | 2040年の世界で求められる力<br>大綱はOECDと国の教育振興基本計画をベースに「学びと挑戦」「主体性」「対話」を子どもたちが学校教育等を通じて、身に付けてほしい力、としている。しかし、日本の教育は教育基本法でその教育の目的、目標が定められている。大綱の目標は、教育基本法に則っていることがわかるような記載にすべきではないか。とりわけ、教育の目的である「人格の完成」が、この3つの力の獲得からは、良く見えてこない。人格の完成につながるような教育大綱にしてほしい。   | 教育施策の大綱は、教育基本法第17条第1校に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、各地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的なものであり、その趣旨については第1章に記載しています。また、本大綱の中では、めざす教育を掲げ、知事と県教育委員会がそれを共有し、密接に連携しながら、教育施策の総合的な推進を図ることとしています。             | 記述済み       |
| 30                | 6  | 青森県のめざす教育(大綱の副タイトル?) (以下、「めざす教育」という)と略されているが、本文中の「めざす教育」の使い方に混乱がある。使い方を統一してはどうか?  | P1までは、「青森県のめざす教育」と記載していますが、P2「第2章 青森県のめざす教育」の「青森県のめざす教育」(以下、「めざす教育」という。)の以降は、「めざす教育」で統一しています。   | その他        |
| 31                | 2  | 第2章 青森県のめざす教育 1.県民の多様な「学び」の充実 (1)学校教育改革の記述があるが、さらに、14p 第4章 学校教育改革の推進 1 学校教育改革 2 学校教育改革の3つの柱 I 学校の働き方改革、教職員のWell-Being 向上<教職員の余白づくり> (1)教職員が担う必要のない業務のアウトソーシング、学校DX【学校DX・教職員の負担軽減】【教職員の適正配置】【部活動指導】【市町村立学校における働き方改革の促進】と、第2章と第4章の関係が非常に分かりにくくなっている。第2章は児童生徒にとっての学校教育改革であり、第4章は教職員にとっての学校教育改革と理解できるが、整理をしてはどうか?   | 第2章では、青森県のめざす教育、第3章では、めざす教育を実現するための施策の方向性、第4章では、学校教育改革を記載しているものです。  | その他        |
| <b>第3章 施策の方向性</b> |    |   |   |            |
| 32                | 9  | 「『知・徳・体』調和の取れた」に違和感がある。違和感を持った理由は、次の3つによる。<br>①文部科学省は、「知・徳・体 調和のとれた(1977年)」、「知・徳・体のバランスのとれた(1998年)」「知・徳・体にわたる(2017年)」としてきた。つまり、「知・徳・体」は調和したり、バランスをとるものではないから、近年は「わたる」にしている。「知」や「体」などに突出してもよい。青森県が、「調和の取れた」を使い続ける理由が分からない。<br>②「知・徳・体」よりも、今回の素案で掲げている「学びと挑戦(新たな価値を創造する力)」「主体性(責任ある行動をとる力)」「対話(対立やジレンマを克服する力)」の3つにすべきである。<br>③教育基本法に「教育は人格の形成を目指す」とあるので、「人格の形成」も加味しなければならない。<br>④学習指導要領で掲げている、新しい時代に必要な3つの資質・能力「生きて働く知識・技能の習得(何を理解しているか、何ができるか)」「思考力・判断力・表現力等の育成(理解していること、できることをどう使うか)」「学びに向かう力、人間性などの育成(どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)」も加味しなければならない。 | 国の教育振興基本計画では、「知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育」と記載されています。また、現行の学習指導要領解説においても「知・徳・体のバランスのとれた『生きる力』の育成を目指すこと」と記載されています。これまで、県の教育振興基本計画や教育施策の大綱においても「『知・徳・体』調和の取れた」の表現を用いてきたことから、この表現を採用しています。 | 反映困難       |
| 33                | 10 | P10下欄 脚注に 1STEAM教育:科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術・リベラルアーツ(Arts)、数学(Mathematics)の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念のことです。とありますが、リベラルアーツは芸術と並列には入れず、STEAM教育とは別項立てにするべきと考えます。  | 文部科学省におけるSTEAM教育の解説では、芸術・リベラルアーツ(Arts)の両方を指す見解があることから、両方を併記しています。   | その他        |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No                   | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方   | 提出意見等の反映状況 |
|----------------------|----|---|--|------------|
| 34                   | 9  | 基本計画では、政策と施策がそれぞれ記載されているが、基本政策の「施策」が大綱では9p「第3章 施策の方向性」として同じ記載がある。「施策」に統一してはどうか？   | 「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」における政策テーマ「こども」及び「地域社会」の政策・施策体系を、本大綱素案では、「施策の方向性」として整理しています。 | その他        |
| 35                   | 11 | 教育DXという言葉は、英語に翻訳するとどうなるのか？そして、世界中から理解してもらえるのか？ちなみに、GxはCOP24では全く理解されなかった。大綱は「グローバル化への対応」を目指しているのので、英語へ翻訳できる言葉をつかってはどうか？  | 教育DXは教育内容のDXを指し、学校DXは、働き方改革を含む学校現場のDXを指すものであり、注釈を加えることとします。                      | その他        |
| 36                   | 9  | <b>【文言の変更案】</b><br>原案：食育の推進や運動習慣の定着など、こどもの健康づくりに関する取組を推進します。<br>変更案：短命県という青森県独自の社会課題をベースに、人生全体の健康やウェルビーイングが子ども時代からの生活習慣や社会とのかかわりに強く関連していることを理解させ、子ども時代の健康のみならず、人生全体の健康・ウェルビーイングを視野に入れた健康教育を推進します。 | ご意見の趣旨を踏まえて、修正します。また、実施段階においては、県教育委員会と情報共有します。                                   | 文章修正等      |
| 37                   | 11 | ICT教育に特化した施策が、今本当に児童生徒に大切でしょうか。   | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。  | 実施段階検討     |
| 38                   | 11 | 20人～25人の少人数学級とし、教員を増やし、子どもたちが安心して学校に行ける環境にしてください。   | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。  | 実施段階検討     |
| <b>第4章 学校教育改革の推進</b> |    |   |  |            |
| 39                   | 11 | 不統一な用語がある。「教育DX(14頁)」と「学校DX(15頁)」が使われているが、違いが分からない。   | 教育DXは教育内容のDXを指し、学校DXは、働き方改革を含む学校現場のDXを指すものであり、それぞれ注釈を加えます。                       | 文章修正等      |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方  | 提出意見等の反映状況    |
|----|----|---|---|---------------|
| 40 | 14 | <p>第4章 2 II の〈こどもたちの学びの環境づくり〉【個別最適な学びなど】で挙げられている各項目の内容は、《多様な個性の子ども達》に様に“新しい学び”として獲得させようとしていることに危惧を感じています。《案》で述べる『こどもたちが個性と能力に応じた学びを獲得できる学習環境の実現』は、共感できる指標ですが、そのことのために導入される「STEAM 教育」「一人一台端末」「デジタル教材」「教育データを利活用した学習・指導の個別最適化」「AIドリル」などの各種の新しい学びの“手法”“手段”は、個別の詳細具体的な計画が必要です。</p> <p>なぜなら、子どもの多様性は、同じ学齢段階でも、発達特性・生育環境など様々な要因によって異なり、通常、子ども達一人一人と日常的に深く関わり、周りの子ども達との親密な人間関係を踏まえて、学校現場の指導者自身が《教育的配慮》を考慮して諸活動を組み立てていくものだからです。すでにGIGA スクール構想によって大方の周辺環境が整ってはいるものの水面下で多くの子ども達が多様な負い目に会っています。発達段階によっては端末の操作自体でさえ心理的抵抗を示す子ども達も存在します。また、協働的な学びを強いられ、同調圧力の中で心理的に追い詰められている子ども達も見受けられます。“誰一人取り残さない”はずの個別最適な学びが実は厳しい現実に立たされているのではないのでしょうか。「大」ですから、総論的に述べていることは理解できます。また、「案」ですから今後、詳細具体化されるのでしょうか、まだまだ、教育現場の深刻な悩みと子ども達の実態が知事をはじめ、有識者会議の皆さんに届いていないように感じます。教育委員会はどうでしょうか？社会的に話題となっている“教職員の超多忙な働き方”や“教員不足”などの対策等は、表面的ながら実行に移っているようには見えませんが、子ども達への教育的配慮については、触れられていません。今後、学校現場に具体的に導入される際には、詳細具体的な個別計画を作成し、そのために教育現場の教職員との対面による綿密な情報交流を積み重ねた上、子ども理解を深めていく意思はあるのでしょうか。まさに教育委員会の“主体性”が問われます。“青森新教育時代”に向けて、教育的配慮の専門家集団でもある教育委員会の今後の実のあるデザインの発表を強く望みます。</p> | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p>  | <p>実施段階検討</p> |
| 41 | 15 | <p>部活動を地域移行した先の場所を、こどもたちと地域を「つなぐ」場とすればどうでしょうか。</p>  | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p>  | <p>実施段階検討</p> |
| 42 | 15 | <p>文化部活動の地域クラブ活動(地域移行後の活動)の場所として、地域資源である「地域の文化施設」や「廃校の校舎」を活用すればいいのではないのでしょうか。</p>   | <p>部活動の地域移行は、「先行自治体の取組事例をモデルとした」としており、モデルの中には地域の文化施設等を利用している例が既にあることから、県教育委員会と情報共有します。</p>          | <p>実施段階検討</p> |
| 43 | 19 | <p>こどもたちと地域を「つなぐ」人財として、コーディネーターの採用及び配置をすればいいのではないのでしょうか。</p>  | <p>コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進など、学校と地域の繋がりにについては、本大綱素案の中でも重視しています。いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p> | <p>実施段階検討</p> |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等  | 意見等に対する県の考え方   | 提出意見等の反映状況 |
|----|----|--|--|------------|
| 44 | 15 | 「次期青森県教育施策の大綱素案 第4章 学校教育改革の推進 2 学校教育改革の3つの柱 I 学校の働き方改革、教職員のWell-Being 向上 <教職員の余白づくり> (1)教職員が担う必要のない業務のアウトソーシング、学校DX 【部活動指導】・中学校部活動の原則全員入部の考え方の見直し」について、「中学校部活動の原則全員入部の考え方の見直し」の部分は、「中学校部活動では原則全員入部ではなく任意加入とする」にすべきである。「中学校部活動の原則全員入部」は校長による違法行為になり、やめさせなければならない。実際に、「日本国憲法第21条 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」により、誰でも団体を結成できる権利を保障されと同時に、自分の望まない団体に強制的に加入させられない権利も保障される。したがって、加入を強制するのは違憲である。また、「中学校学習指導要領 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項 ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」における「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」の部分に「中学校部活動の原則全員入部」は反する。そして、「令和4年12月 スポーツ庁・文化庁 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン I 学校部活動 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 エ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。」における「生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする」の部分に「中学校部活動の原則全員入部」は反する。 | ご意見のとおり、中学校の部活動への加入は任意加入です。しかし、県内の一部市町村では、実質加入とされていることから、この考え方を見直すべきとしています。いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。 | 実施段階検討     |
| 45 | 17 | 脚注に2013年に留学促進キャンペーンとして開始した文部科学省の取組。とありますが、10年以上たちこれからの10年に耐えられるかどうか、検証確認が必要かと存じます。   | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。  | 実施段階検討     |
| 46 | 19 | センターピンは、とありますが、「センターピン理論」の出典によれば、ここにはそぐわない用語かと思えます。  | ここでいうセンターピンはボウリングのセンターピンを例えており、重要な要素を指すものです。   | その他        |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等  | 意見等に対する県の考え方                         | 提出意見等の反映状況 |
|----|----|--|--------------------------------------|------------|
| 47 | 15 | <p>デジタル化で教員の働き方改革ができるか疑問である。また、デジタル化の経費はどこが負担するのか。デジタル機器を使いこなせる教員ばかりではない。機器に堪能でなければ、機器のトラブル対応、操作、設置・設定等に費やす時間は増えていく。すでに実施されている子どもへの個別配布のタブレットでもそのようなことが起きている。ますますデジタル機器への対応に時間がさかれることは想像にかたくない。子どもに直接かかわる時間はますます減り持ちかえり仕事が増す。最底限のデジタル化は必要だとしても、デジタル化に働き方改革のおおかたを委ねて教員の多忙化が解消できるのだろうか。デジタル化の維持費や費用を最底限におさえ、「人」にまわせないだろうか。学級の人数を減らす、教員数を増やすなどさらに工夫してほしいと考える。それが教員のゆとりにつながり、子どもに還元される。また、デジタル化以外に子どもや教員のためにやるべきことはないだろうか。令和5年の夏は酷暑だった。学校にエアコンを設置したくても自治体では予算が厳しく申し申しにしたところもあるやに聞いている。命や健康にかかわる部分も大事である。機器も大事だが、機器以上に「人」を大事にしたい。してほしい。デジタル化の費用は県立学校には県という大きな財布がついているので心配ないが、義務制の学校は自治体で自治体の予算が乏しければ保護者負担が考えられる。今までも、児童生徒にかかわるもので自治体でまかなえない場合は保護者にも負担をお願いしている。保護者の負担は増える。経済的に豊かな保護者ばかりではない。苦しい保護者もいる。それは子どもたちに反映されていく。児童・生徒の格差は開いていくばかりである。大人も子どももつらい。せめて子どもだけでもつらさは味わわせたくない。</p> | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p> | 実施段階検討     |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方   | 提出意見等の反映状況    |
|----|----|---|--|---------------|
| 48 | 17 | <p>II 教育DX、学びの環境アップデート<br/>                     (2)誰一人取り残さない、あらゆるこどもたちの学びの場づくり<br/>                     上記項目について、3項目めに「フリースクール」という記載がありました。県内小中学校では不登校の数が増えていると聞いています。「青森県 義務教育 不登校」と検索すると県教育庁学校教育課の資料(第2回義務教育教科等担当指導主事研究協議会「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等の状況について」)が最初にヒットし、それによると令和4年度の数で、小学校が610人、中学校が1616人となっていました。同じ資料で、不登校数の推移を示すグラフがあって、小学校の不登校は、平成23年に200人弱であったものが、令和4年には610人となり、中学校では、令和1年から急に629人も増えています。コロナ禍の影響があるのでしょうか。子どもたちの心を思うとかわいそうでなりません。不登校の子供たちは、基礎学力が担保されなければ、幸福な人生を過ごすためには過大なハンディキャップを背負うことになります。学校という形態になじめない子どもたちに学力と生きる力を身に着ける教育の場を用意することは、青森県に生きる子どもたちの未来に関わる、大変重要な課題であると思います。フリースクールについて、既に言及されているということでは、ボランティアによるところの大きい現状から、一定の予算を用意して、県内各地から入校可能な、公立のフリースクールを、複数、空き教室や廃校を利用するなどして創設することはできないかということを思います。子どもたちがどこで学校に行くのがいやになってしまうのかという点については、実際には個別の理由が様々あるものとは思いますが、いじめなど人間関係によるものや勉強についていけないという適切なサポートが受けられないために起こるもの、貧困にあえぐ、親が鬱であるなど家庭事情によるものくらいは、共通する部分があると思います。これらに対応するためには、教員の増員がどうしても必要と思います。教員の採用を増やしてください。特に、フリースクールの専任教員は、野外での遊びや自炊の指導、将来につながる技術の教育など独自の基準で採用し、子どもたちに、社会には多様な生き方があることを知らせ、劣等感をぬぐい、自信をつけ、希望をもって成長できる環境を整えてあげてほしいと願います。</p> | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p>                     | <p>実施段階検討</p> |
| 49 | 18 | <p>フリースクールなどの学校以外の子どもの居場所づくり<br/>                     この記載は、県立、公立の、学校以外の居場所づくり＝施設づくりを進めるということか。これは学校教育法の枠外となるのではないか。もしそうだとすれば、教育の機会均等、義務教育に反するものであり、教育大綱へのこの記載には反対である。学校教育法の枠の中でこうした子どもたちをどうやったら受入れることができるのか、方向性を記載すべきである。</p>  | <p>本大綱素案は、学校教育のみならず、生涯学習や社会教育など教育施策全般について記載しているものです。</p> | <p>その他</p>    |
| 50 | 17 | <p>個別最適な学びなど 1人1台端末を活用した個別最適な学習環境の整備を・・・<br/>                     現状、自宅でネットワーク環境がない家庭対策、故障した端末の交換の困難など、問題が山積していると聞く。こうした対策もKPIで解決を目指すのかもしれないが、こうした課題を県が認識していることを示唆するような記載がないと、現場の不安は払しょくされない。</p>   | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p>                     | <p>実施段階検討</p> |
| 51 | 19 | <p>民間からの登用なども見据えた、管理職への新たな登用基準の作成・明確化<br/>                     教員免許がない人物を教育現場の管理者に据えることを可能にすることは反対である。あくまでも補佐的立場を越えるべきではない。</p>   | <p>いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p>                     | <p>実施段階検討</p> |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等  | 意見等に対する県の考え方                    | 提出意見等の反映状況 |
|----|----|--|---------------------------------|------------|
| 52 | 19 | 学校図書の実質や学校司書の配置<br>この項目が、学校の経営力強化に入るのには違和感がある。子どもの教育環境の整備の問題なのだから3章に入れるべきではないか。出来れば、抜本的な充実策が見えるような記載を望む。   | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。   | 実施段階検討     |
| 53 | 19 | 「学校の経営力強化」と表現されているが、英語では何と表現されるのか？収益化の意味も含まれるのか、英語に翻訳可能な、わかりやすい日本語に変更すべきではないか？   | 「学校の経営力強化」の具体的な内容は、P19に記載しています。 | その他        |
| 54 | 16 | 「教室マルチリトメント」という言葉は、日本で作られた言葉のようだが、大綱は「グローバル化への対応」を目指しているの、英語へ翻訳できる言葉をつかってはどうか？   | 教室マルチリトメントについては、注釈を付しています。      | その他        |
| 55 | 14 | 「学校教育改革」について<br>「教職員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保するためには、教職員の声を踏まえながら業務改善を進め、教職員が本来担うべきことに集中できるようにし、教職員の生き方や働き方の多様性を実現していくことが重要です。また、学校教育改革を進めていく上では、教職員や子どもたちが、学校の中で、自らの考えなどを自由に発言できる状態(心理的安全性)の確保に努めていく必要があります。」と書かれている点は、その通りだと思います。ただ、今回提示された素案には、教職員の声を踏まえていないと思われる部分がありますので、意見を述べさせていただきます。   | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。   | 実施段階検討     |
| 56 | 15 | 「学校DX・教職員の負担軽減」について<br>「家庭で自主的な学習ができるよう、1人1台端末の家庭での利用推奨」については、十分な注意が必要です。現在行われている1人1台端末の家庭での利用には、多くの問題があります。<br>①全家庭でWi-fi環境が整っているわけではないのに持ち帰らせている。<br>②家庭で自主的な学習に使っている子は、ほんの一握りである。<br>③学力の高い子はAI型ドリルで学習の定着を図ることができるが、学力が低い子は活用できない。<br>④端末を、学習以外のこと(ゲームや動画視聴など)に使用している子が少なからずいる。<br>以上のような問題点が挙げられます。多くの現場の教師は、1人1台端末の家庭での利用が教職員の負担軽減になるとは考えていないと思います。 | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。   | 実施段階検討     |
| 57 | 15 | 「複数担任制や教科担任制」について<br>「複数担任」というと1つの学級に1人以上の担任がついて児童・生徒への指導が手厚くなると思う人もいますが、教員の数が増えるわけではないので、結局、担任が交代するだけの学校も多く、かえって指導が薄くなる場合があります。例えば、1学級35人の子どもを受け持っていたのに、70人とか100人以上の子どものことを把握していなければならないのは、大変です。その結果、見取りが甘くなり、責任感も薄くなります。青森市で行われた複数担任制も、課題が多く、各学校で見直しをしているはずで、私が勤める学校では、教科担任制も取り入れているので、来年度、複数担任制は行わないことになりました。各学校の実情をよく把握した上で進めるように指導してほしいと思います。       | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。   | 実施段階検討     |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No  | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方  | 提出意見等の反映状況 |
|-----|----|---|---|------------|
| その他 |    |   |   |            |
| 58  |    | 今回のパブコメ募集期間が2/9～3/9なので、募集締切後から4月更新まで、たった3週間しかない。パブコメで出された意見を、時間をかけてじゅうぶん検討できるスケジュールになっていない。もっと早くパブコメに付すべきである。そして、パブコメによって修正したら、修正したのもパブコメに付すのが望ましい。秋田市の場合は、更新約6ヶ月前の9/24～10/20にパブコメを実施している。  | あおり県民政策提案実施要綱に基づき、30日以上意見提出期間を設けています。いただいた意見を踏まえて、青森県総合教育会議において、知事と教育委員会が協議した上で、決定するものです。 | その他        |
| 59  |    | (1) 解説版を作成する。<br>用語、データに基づく詳細な実態や課題、目指すべき姿、これらの解説などを盛り込んだ「教育大綱」及び「教育振興基本計画」の解説版があるとよい。<br>(2) お手本に値するものにする。<br>県の「教育大綱」と「教育振興基本計画」をお手本にする市町村も多いと思うので、モデルに値する、完璧なものを目指してほしい。   | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。   | 実施段階検討     |
| 60  |    | 「教員の経費」が抜けていると思います。<br>教員の多忙が問題になっているが、経費負担が盲点になっている。<br>まず、授業に必要な服装です。校種や担当教科によっては、そのための服装を着用しなければならない。体育では上下のスポーツウエア、水着、スキーウエアなど。作業学習や現場実習では作業服、作業帽、長靴など。だいぶ前に県立養護学校に勤務していたときは、上下のスポーツウエアは支給されたが、それ以外は自己負担しなければならなかった。災害が発生すると、作業服を着た知事や市町村長・行政職員が会議している場面がよくテレビで放映される。作業服は災害現場で汚れる作業をする場合は必要ですが、会議で着用する必要はない。知事や市町村長・行政職員が会議で着用している作業服は、公費で購入していると思われる。授業に必要な作業服を自費で購入しなければならなかった立場からすると、着用しなくてもよい会議で、公費で購入したと思われる作業服を着用しているのを見ると腹たたい。教員は熱心に取り組めば取り組むほど、業務上、授業や研究・研修に必要な機器類・消耗品類・旅費などを自己負担している。教員もさまざまなので、ほとんど自己負担していない教員もいると思われる。自己負担している教員の金額も幅があると思われる。私の場合は計算したことはないが、相当な額になっている。教員にならなければ、自己負担しなくてもよかつたはずである。<br>教員は多忙なうえに自己負担もあるので、積極的に勧められる職業ではない。<br>そこで、要望です。<br>① 授業や研究・研修に関わる経費を教員が自己負担しなくてもよいように、予算を増額してほしい。<br>② 県内の全教員に、授業や研究・研修に関連して、何をどれくらい自己負担しているかを調査してほしい。<br>③ 自己負担が発生したときにどうすればよいかの方法を、全教員に熟知してほしい。控除の対象になるのか、ならないのか。なるとすれば、控除の対象になるのかなど。 | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。   | 実施段階検討     |



## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当該で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方   | 提出意見等の反映状況 |
|----|----|---|--|------------|
| 61 |    | この度の、青森県教育施策のハード面である大綱素案は、将来を見据え、網羅的でありながら微に入り細を穿ち、見事なバランスが保たれていると存じますが、総花的画餅に終始しないためには、ソフト面である教育振興基本計画に個別の重点が具体的に明示されることを期待します。  | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。  | 実施段階検討     |
| 62 |    | 1.パブリックコメントの周知方法が不十分であるとする。<br>全県民が対象であれば県庁ホームページと地方紙(新聞社1社)だけでなく、それ以外にも県民に伝える(伝わる)方法を講じるべきである。県庁ホームページに詳細は載っているが、地方紙である東奥日報には細部の記載はなかった。かくいう私はたまたま見た東奥日報で意見公募のを知り、知人のパソコンを借り県庁ホームページにたどりつき、こうしてパブリックコメントを出している。<br>私はスマホもパソコンも持たず新聞は中央紙を購読している。東奥日報を目にしなければ意見を提出できなかった。全ての県民が東奥日報を購読している訳でもないし、スマホやパソコンの保有者でもない。また、県庁ホームページの閲覧者でもない。限られた人にしか意見公募のことは伝わらない。一部の県民に伝わるだけでいいのなら、県外の方々を有識者会議委員に任命してまで提言を得る必要があったのかと疑問に思う。 | パブリックコメントの実施に当たっては、報道機関への発表や県のホームページでの公表、地域県民局での配置等により、実施の周知に努めています。 | その他        |
| 63 |    | ユネスコ世界報告書(2023年版)は、ICT教育について「適切な使用を」と警鐘を鳴らし、教師による教育指導のための道具として使用することが重要としている。今回の大綱では、ICTの使用を積極的に推進しているが、その負の面もあるのだから、もっとバランスの取れた記載にすべきではないか。  | いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。  | 実施段階検討     |

## 次期青森県教育施策の大綱(素案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

| No | 頁数 | 意見等   | 意見等に対する県の考え方   | 提出意見等の反映状況 |
|----|----|---|--|------------|
| 64 |    | <p>私の子供達は、青森市立の小中学校の教員の不適切な指導と、同級生からのいじめにより、長期不登校状態です。不登校児童の保護者として、県教育改革有識者会議の改革内容に期待しておりましたが、中身は教育のデジタル化一本。これでは、今現在の学校現場の問題は何も解決されないと残念でなりません。デジタル化と同時進行でも構わないので、青森市の教育現場の改善に取り組んで下さい。我が子たちのような、教師の対応次第では防ぐ事ができた不登校児童を減らすには、教育のデジタル化ではなく、生徒を人として大切に思える教師の育成、また、社会的な一般常識を身につけた教師の育成が必要であると考えます。これをクリアしない限り、いくらデジタル化を進めても、違和感を感じる健やかな子供は、学校に行かなくなると思います。というより行けなくなると思います。学校という世界の外に出たとしても通用する常識と良識を持った教師が、未来を担う大切な子供達を育てていくべきです。不登校の経験を通して、隠ぺい、保身が全ての教育現場を目の当たりにしてきました。困っている児童より学校を守る、この組織を改革していない限り、健全な学校の運営はできないと確信しています。教育大綱の中にたった一文あった不登校児童への対応に、支援強化と居場所づくりとありましたが、不登校児童は大前提傷ついています。生きる事に必死です。それを全部飛ばして、不登校について理解も勉強もしないで、学校に来られないならオンラインで、タブレットで授業をして下さい、と簡単に片付けしないで下さい。傷ついているという事は、オンラインで外の世界と繋がることもできず、勉強などできない状態であり、親子ともに悩み苦しんでいます。必要な支援には段階があり、まずは傷ついた心を回復させてあげる事。回復には長い期間を要すること。同時に保護者の心のケアも考える事。保護者は子供を支えるために働き控えをしなくてはいけない場合も多く、経済的にも苦しくなります。こういう事に悲しいほど無知なまま、学校が不登校に追い込んでおいて、登校できないしタブレット学習もできないと言われては、学校としては何もできないと言って、そして結果放置する。問題が大きくなるように必死に無難な対応を続けるだけ。こういう問題が青森市だけでも沢山起こっています。一度病院にさえかかってくれたら、その児童は不登校ではなく、病欠扱い。不登校児童は隠されていますがもっと沢山います。都合よくカウントしないだけです。誰一人取り残さないとも書いてありますが、何十人、いや、もっとかも知れない子供達が社会と接点を持たずに取り残され、途方に暮れています。居場所づくりどころか、フリースクールは経営難で潰れていっています。青森県はこれでいいのですか。デジタル化とどちらが先に取り掛かる問題でしょうか。教育改革の為に集まっている有識者の方々なら、この話がどれだけ大切な事が分かって下さるのではないのでしょうか。デジタル化を進める事は教師の仕事に無駄がなくなり、働き方改革には繋がっていくのかもしれませんが、そうなった学校においても児童と教師の関係は生身の人間対人間です。どうか、これ以上、人生の選択が狭まる事になったり、不利益を被る児童やその家族が増えない教育改革を実施して下さい。心からお願い致します。そして、一刻も早い対応をお願い致します。</p> | <p>不登校やフリースクールについては、現場の実践者や県外の事例研究等を含めて、青森県教育改革有識者会議でも議論されているところです。本大綱素案の中においても、P18において「不登校の児童・生徒等への支援強化やこどもたちの居場所づくりに向けた相談窓口の設置・運用、校内教育支援センターの運営、関係機関との連携など、校内での対応の在り方の検討と明記し、不登校について取り組んでいくこととしています。また、いただいた御意見については、県教育委員会と情報共有します。</p> | 実施段階検討     |
| 65 |    | 大綱全部を英訳し「グローバル化への対応」をしてはどうか？  | 英訳の予定はありません。   | その他        |

「文章修正等」: 本文の修正、既述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」: 既に記述済みのもの。

「実施段階検討」: 大綱の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」: 反映が困難なもの。

「その他」: 質問や感想。大綱以外への意見。